FP	２級	生保

2021年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（51歳）および長男Cさん（19歳）との３人家族である。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、以後、現在に至るまで同社に勤務している。

Aさんは、60歳の定年まであとわずかとなり、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について理解を深めたいと思っている。

また、今年20歳になる大学生の長男Cさんの国民年金の保険料に関して、学生納付特例制度の仕組みを知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1961年３月22日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）20歳から大学生であった期間（25月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中。

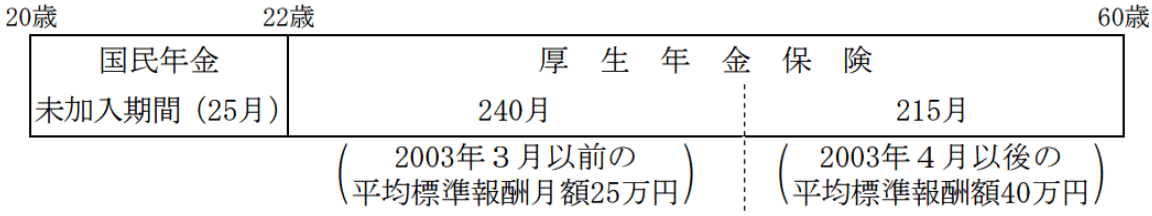

(2) 妻Bさん（1969年８月10日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳で就職してからAさんと結婚するまでの10年間（120月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2001年７月10日生まれ・大学生）

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は2020年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過的措置として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が１年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。1961年３月生まれのAさんは、原則として、（　①　）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

Aさんが65歳に達すると、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は（　②　）円です。

また、65歳から受給することができる老齢厚生年金には、妻Bさんが65歳に達するまでの間、配偶者の加給年金額が加算されます。したがって、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は（　③　）円となります」

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$781,700\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,630円×被保険者期間の月数

$$-781,700\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝390,900円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 次に、Mさんは、Aさんに対して、定年退職後の社会保険の各種取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんは、国民健康保険に加入する以外に、所定の手続により、退職日の翌日から最長で１年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます」

② 「Aさんが定年退職によって厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、妻Bさんは、国民年金の第３号被保険者から第１号被保険者への種別変更の届出を行い、国民年金の保険料を納付することになります」

③ 「Aさんには国民年金の未加入期間がありますが、定年退職後から65歳になるまでの間、その未加入期間に相当する月数について、国民年金に任意加入して保険料を納付した場合、老齢基礎年金の年金額を増額することができます」

《問３》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、長男Cさんに係る国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「本制度は、国民年金の第１号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、学生本人およびその世帯主の前年所得が一定額以下である場合に、所定の申請により、国民年金の保険料の納付猶予を受けられる制度です」

② 「本制度の適用を受けた期間の保険料は追納することができますが、追納ができるのは、追納が承認された月の前５年以内の期間に係るものに限られます」

③ 「長男Cさんが本制度を利用せず、Aさんが長男Cさんの国民年金の保険料を負担した場合、税法上、その全額が、Aさんの社会保険料控除の対象となります」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社に勤務するAさん（35歳）は、専業主婦である妻Bさん（30歳）および長女Cさん（０歳）との３人暮らしである。Aさんは、長女Cさんが誕生したことを機に、死亡保障や就業不能時の保障の必要性を感じていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受け、加入を検討している。

Aさんは、現在、医療保険には加入しているが、死亡保険には加入しておらず、どのくらいの死亡保障の額を準備すべきなのかよくわからないでいる。

また、Aさんは、自分が就業できない状態になった場合に健康保険からどのような保険給付を受けることができるのかについても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身保険
・月払保険料　：16,800円（保険料払込期間：65歳満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	300万円	20年
逓減定期保険特約（注１）	2,500万円	20年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注２）	月額20万円×所定の回数	10年
リビング・ニーズ特約	—	—
指定代理請求特約	—	—

(注1) 加入後の死亡保険金額は、毎年所定の割合で逓減する。
(注2) 病気やケガ等により入院または在宅療養が30日間継続した場合に６カ月分の給付金が支払われ、その後６カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大24カ月分の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ Aさんは、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額およびAさんが提案を受けた生命保険の死亡保障の額等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「提案を受けた生命保険に加入する前に、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を把握しましょう。下記の＜算式＞および＜条件＞を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の遺族に必要な生活資金等の総額は□□□万円となり、必要保障額は（　①　）万円となります。

仮に、提案を受けた生命保険に加入し、加入した年中にAさんが死亡（不慮の事故や所定の感染症以外）した場合、妻Bさんに支払われる死亡保険金額は□□□万円となります。他方、加入した年中にAさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は（　②　）万円となります。

また、提案を受けた生命保険にはリビング・ニーズ特約が付加されているため、加入後にAさんが重い病気等で余命（　③　）カ月以内と判断された場合、所定の範囲内で死亡保険金の全部または一部を生前に受け取ることができます」

＜算式＞

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の総額－遺族の収入見込金額

＜条件＞

1. 長女Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
2. Aさんの死亡後から長女Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の70％とし、長女Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の50％とする。
3. 長女Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、35年とする。
4. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）は、300万円とする。
5. 長女Cさんの教育費の総額は、1,000万円とする。
6. 長女Cさんの結婚援助費の総額は、200万円とする。
7. 住宅ローン（団体信用生命保険に加入）の残高は、2,000万円とする。
8. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、1,200万円とする。
9. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、7,500万円とする。
10. 現在加入している医療保険の死亡給付金額は考慮しなくてよい。

〈語句群〉

イ．6　ロ．10　ハ．12　ニ．2,670　ホ．3,000　ヘ．3,500　ト．4,000
チ．4,670　リ．9,870

《問５》 次に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の就業不能サポート特約等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが病気やケガ等で就業不能状態となった場合、通常の生活費に加え、療養費等の出費もかさみ、支出が収入を上回る可能性があります。提案を受けている就業不能サポート特約など、就業不能時に備えることができる保険に加入することは検討に値します」

② 「最近では、所定の精神・神経疾患による就業不能状態を保障の対象とする保険商品も販売されています。複数の保険商品の保障内容や保険料水準を確認したうえで、加入される保険を検討することをお勧めします」

③ 「Aさんが所定の就業不能状態となり、就業不能サポート特約から就業不能給付金を受け取る場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となります」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、健康保険の傷病手当金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが業務外の事由による負傷または疾病の療養のために労務に服することができず、連続して一定期間以上休業し、かつ、（　①　）日目以降の休業した日について事業主から賃金の支払がない場合、所定の手続により、（　①　）日目以降の休業した日について、傷病手当金が支給されます。

傷病手当金の支給額は、休業１日につき、原則として、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の１に相当する額の（　②　）に相当する額となります。

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して通算（　③　）が限度です」

〈語句群〉

イ．２　ロ．３　ハ．４　ニ．３分の１　ホ．２分の１　ヘ．３分の２　ト．１年
チ．１年6カ月　リ．２年

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（43歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、下記の＜資料１＞および＜資料２＞の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料１＞

保険の種類：無配当総合医療保険（無解約返戻金型）
契約者(=保険料負担者)　：X社
被保険者　：Aさん
給付金受取人　：X社
入院給付金（日額）　：２万円
保険期間・保険料払込期間：10年（自動更新タイプ）
年払保険料　：14万円
※ 入院中に公的医療保険制度の手術料の算定対象となる所定の手術を受けた場合は入院日額の20倍、所定の外来手術を受けた場合は入院日額の５倍が手術給付金として支払われる。
※ 所定の放射線治療を受けた場合は入院日額の10倍が放射線治療給付金として支払われる。

＜資料２＞

保険の種類：無配当低解約返戻金型終身保険（特約付加なし）
契約者(=保険料負担者)　：X社
被保険者　：Aさん
死亡保険金受取人　：X社
死亡保険金額　：4,000万円
保険料払込期間　：65歳満了
年払保険料　：150万円
65歳までの払込保険料累計額①：3,300万円
65歳満了時の解約返戻金額②　：3,400万円（低解約返戻金期間満了直後）
受取率（②÷①）　：103.0％（小数点第２位以下切捨て）
※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来、X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を35年４カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額

② 退職所得の金額

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の＜資料１＞の医療保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができます」

② 「Aさんが入院し、X社が入院給付金を受け取った場合、法人税法上、当該給付金については非課税所得となりますので、益金に計上する必要はありません」

③ 「Aさんが入院し、X社が入院給付金を受け取った場合、当該給付金をAさんへの見舞金の原資として活用することができます」

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の＜資料２＞の終身保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険は、低解約返戻金型ではない終身保険に比べて保険料払込期間中の解約返戻金の水準が低く設定されています。そのため、保険料払込期間の途中で解約とならないよう、継続的な支払が可能な保険料であるかをご確認ください」

② 「当該生命保険の支払保険料は、その全額を資産に計上します。仮に、保険料払込期間満了時にAさんが死亡した場合、X社は、それまで資産計上していた保険料積立金3,300万円を取り崩し、死亡保険金4,000万円との差額700万円を雑収入として経理処理します」

③ 「Aさんが勇退する際に、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該保険契約を役員退職金の一部または全部として支給することができます。Aさん個人の保険として継続することにより、納税資金の確保や死亡保険金の非課税金額の規定の適用など、相続対策として活用することができます」

④ 「X社が保険期間中に資金を必要とした場合、契約者貸付制度を利用することにより、当該生命保険を解約することなく、資金を調達することができます。X社が契約者貸付金を受け取った場合、当該保険契約は継続しているため、経理処理は必要ありません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社に勤務するAさんは、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんおよび三男Eさんとの５人家族である。Aさんは、2023年中に終身保険の解約返戻金150万円および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金650万円を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（52歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（20歳）：大学生。2023年中に、アルバイトとして給与収入50万円を得ている。
・二男Dさん（17歳）：高校生。2023年中の収入はない。
・三男Eさん（15歳）：中学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：900万円
(2) 終身保険の解約返戻金

契約年月	：2007年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：150万円
正味払込保険料	：180万円

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2014年８月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡給付金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：650万円
正味払込保険料	：500万円

※ 妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんおよび三男Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税の計算における所得控除等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「2020年分の所得税から、給与所得控除と基礎控除が改正されました。給与所得控除の控除額は、給与等の収入金額が850万円以下の者については従前と比較して一律で（　①　）引き下げられ、給与等の収入金額が850万円を超える者については控除上限額である195万円となります。一方、基礎控除の控除額は引き上げられますが、合計所得金額が2,400万円を超える者については控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える者については基礎控除の適用を受けることができないこととされました」

II.「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は（　②　）となります」

III.「2020年分の所得税から、所得金額調整控除が創設されました。Aさんのように給与等の収入金額が850万円を超え、23歳未満の扶養親族がいる場合、総所得金額の計算上、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の（　③　）相当額を給与所得の金額から控除することができます」

〈語句群〉

イ．10万円　ロ．15万円　ハ．20万円　ニ．32万円　ホ．38万円　ヘ．48万円
ト．５％　チ．８％　リ．10％

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「長男Cさんは特定扶養親族に該当しますので、Aさんが適用を受けることができる長男Cさんに係る扶養控除の控除額は63万円となります」

② 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

③ 「Aさんの場合、総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	給与所得の金額（所得金額調整控除の適用後の金額）	7,000,000円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	（　①　）円
（a）総所得金額		□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	100,000円
	地震保険料控除	30,000円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	（　③　）円
（b）所得控除の額の合計額		3,200,000円
（c）課税総所得金額（（a）－（b））		□□□円
（d）算出税額（（c）に対する所得税額）		（　④　）円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、2023年12月28日に病気により75歳で死亡した。Aさんは、生前に自筆証書遺言を作成し、自筆証書遺言書保管制度により法務局（遺言書保管所）に保管しており、財産は妻Bさん（72歳）、長女Dさん（44歳）、孫Gさん（17歳）および孫Hさん（15歳）に取得させ、疎遠になっていた長男Cさん（47歳）には財産は取得させない内容となっている。Aさんの親族関係図や相続財産は、以下のとおりである。なお、二女Eさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

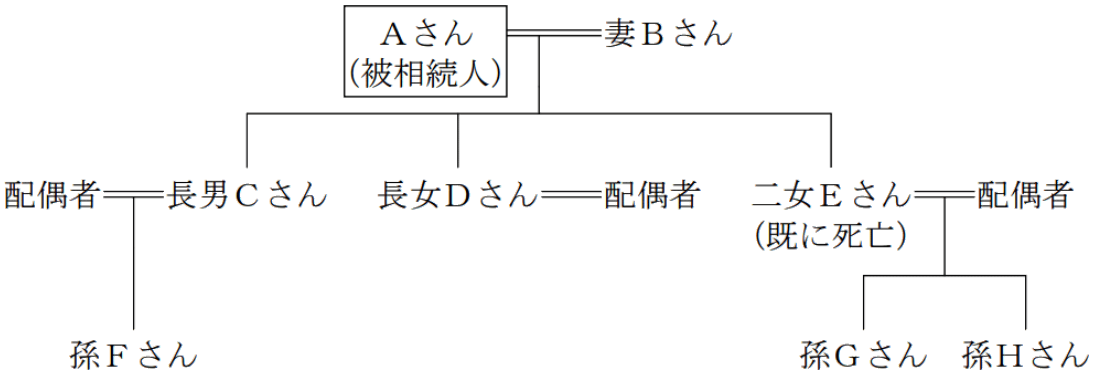

＜Aさんの主な相続財産（相続税評価額）＞

1. 現預金：9,500万円
2. 自宅
   ①敷地（440㎡）：8,000万円（注）
   ②建物：600万円
3. 死亡保険金：3,500万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん、死亡保険金受取人：妻Bさん）

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 Aさんの相続に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から４カ月以内です。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長になります」

② 「孫GさんおよびH孫HさんはAさんの孫にあたりますが、二女Eさんの代襲相続人ですので、相続税額の２割加算の対象にはなりません」

③ 「法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は相続開始後、相続人が遅滞なく、家庭裁判所に提出して、その検認の請求をしなければなりません」

《問14》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i. 『遺留分』
「遺言により取得する財産がないとされた長男Cさんが遺留分侵害額請求権を行使する場合、長男Cさんの遺留分の額は、遺留分を算定するための財産の価額に（　①　）を乗じた額となります」

ii. 『死亡保険金』
「妻Bさんが受け取る死亡保険金（3,500万円）のうち、相続税の課税価格に算入される金額は（　②　）万円です」

iii. 『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』
「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、その敷地のうち（　③　）㎡までを限度面積として、評価額の80％相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」

〈語句群〉
イ．200　ロ．330　ハ．400　ニ．500　ホ．1,000　ヘ．1,500　ト．６分の１
チ．８分の１　リ．12分の１

《問15》 Aさんの相続における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は１億5,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		１億5,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（ａ）－（ｂ）		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	長女Ｄさん	□□□万円
	孫Ｇさん	（　③　）万円
	孫Ｈさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 64(歳)　② 740,986(円)　③ 1,290,430(円)
問2	① ×　② ○　③ ○
問3	① ×　② ×　③ ○
第2問	
問4	① ニ　② ト　③ イ
問5	① ○　② ○　③ ×
問6	① ハ　② ヘ　③ チ
第3問	
問7	① 1,920(万円)　② 1,040(万円)
問8	① ○　② ×　③ ○
問9	① ○　② ○　③ ○　④ ×
第4問	
問10	① イ　② ホ　③ リ
問11	① ○　② ×　③ ○
問12	① 350,000(円)　② 1,010,000(円)　③ 480,000(円)　④ 402,500(円)
第5問	
問13	① ×　② ○　③ ×
問14	① リ　② ホ　③ ロ
問15	① 6,000(万円)　② 175(万円)　③ 75(万円)　④ 1,200(万円)